

昭和五十三年十月二十七日受領  
答 弁 第 一 一 号

(質問の 一一)

内閣衆質八五第一一号

昭和五十三年十月二十七日

内閣総理大臣 福田 赳 夫

衆議院議長 保 利 茂 殿

衆議院議員荒木宏君提出公立学校の施設整備費補助金(水泳プール補助)の改善に関する質問に  
対し、別紙答弁書を送位する。

衆議院議員荒木宏君提出公立学校の施設整備費補助金（水泳プール補助）の改善に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

学校水泳プールの整備については、その普及奨励のため、スポーツ振興法に基づき三分の一の補助を行うこととされており、政府としても補助に必要な経費を予算に計上し、年々、補助単価、事業量の拡充に努めてきたところである。

近年、地方公共団体からの補助に対する要望は強く、水泳プール未保有校の早期解消を図るため、昭和五十三年度予算においては事業量を中心として予算の大幅な増額を図ったところである。

人口急増都市等について補助単価、補助率を特別に引き上げるとは困難である。

右答弁する。